第2回 神戸市

介護予防・日常生活支援総合事業 に係る事業者説明会

平成 28 年 12 月 26 日 (月)

第一部 10 時~11 時 15 分 (9 時 30 分開場) 対象:居宅介護支援、介護予防支援

第二部 12時 30分~13時 45分 (12時開場) 対象:介護予防通所介護

第三部 14 時 45 分~16 時 (14 時 15 分開場) 対象:介護予防訪問介護

(場所) 神戸文化ホール 大ホール

神戸市保健福祉局高齢福祉部 介護保険課

現在検討中の案であり、今後変更の可能性があります。神戸市HPに随時最新の資料を掲載しますので、ご確認ください。

神戸市H P トップ > 総合メニュー > 〈らし・手続き > 年金・保険・税 > 介護保険 > 3 - 1 1 介護予防・日常生活支援総合事業のページ

URL: http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/sougouzigyou/index.html

目 次

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービスの名称に	ont1
介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A	2
訪問型サービスに関する基準と現行の基準との主な相違点	2 7
通所型サービスに関する基準と現行の基準との主な相違点	2 9
指定事業所により提供されるサービスの報酬と加算(案)	3 0
事業者の指定手続きと使用するサービスコードについて	3 1
介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について	3 2
生活支援訪問サービス 従事者養成研修の開催について	3 4

神戸市介護予防·日常生活支援総合事業

訪問型・通所型サービスの名称について

神戸市保健福祉局介護保険課

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスの名称について、以下のとおりの名称といたします。

	(旧)		(新)
	従来の資料等での名称		今後使用する名称
■七月日 开川	現行相当サービス		介護予防訪問サービス
訪問型 サービス	緩和基準型サービス(訪問型A)		生活支援訪問サービス
J-LX	地域主体型サービス(訪問型B)	\Rightarrow	住民主体訪問サービス
\\$\\	現行相当サービス		介護予防通所サービス
通所型 サービス	短期集中集団型(通所型C)		短期集中通所サービス(集団型)
	短期集中個別型(通所型C)		短期集中通所サービス(個別型)

神戸市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

平成28年12月8日時点で神戸市ホームページに掲載していたQ&Aから以下のように追加・訂正を行っています。

新たに追加した質問 ⇒ 問○(追加)

回答を追記・修正した質問 ⇒ 問○

(軽微なものは除く)

質問項目

第1 対象者と利用手続き

- 問1 (追加)基本チェックリストにより事業対象者になった場合、有効期間はあるのか。
- 問2(追加)現在要支援認定を受けている人は、平成29年4月1日以降の認定更新までは予防給付を利用するということだが、認定更新前に訪問型・通所型サービスの利用を希望した場合はどうなるのか。
- 問3 (追加) 29 年 4 月 1 日以降、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用していた要支援者が、認定更新前に介護予防訪問介護から生活支援訪問サービスに切り替えた場合、介護予防通所介護についても同時に、総合事業の介護予防通所サービスなどに切り替えるということで良いか。
- 間4(追加)第2号被保険者は新しい総合事業を利用できないのか。
- 問 5 (追加)総合事業が始まると、要支援認定を受けていても、基本チェックリストを受けないと訪問型 サービスや通所型サービスを利用できないのか。
- 問 6 (追加) 居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託している場合は、基本チェックリストは委託先に依頼せずセンターが実施するのか。もしくは委託先が実施するのか。
- 問7 (追加)居宅介護支援事業所に委託している場合等も、基本的には、担当あんしんすこやかセンター に来所いただくと思うが、来所困難な場合は、センター職員が本人宅を訪問して基本チェックリス トを行うのか。

第2 訪問型・通所型サービス

(1) サービス利用の基準

- 問1 介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスの対象者に「既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース」とあるが、認定更新時(4/1 以降)にサービスを利用できる、できないの判断はあんしんすこやかセンター職員(ケアマネジャー)の判断にて決定となるのか。
- 問2 介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスの対象者に「認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の方、 もしくは、障害高齢者の日常生活自立度 A 以上の方」とあるが、その自立度の判定は要介護認定申請の 際の判定が反映されるのか。
- 問3 介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスの対象者に「既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケース」とあるが、認定更新時にサービスを利用していれば「既に」と判断されるということでよいか。

(2) 訪問型サービス

- ①介護予防訪問サービス ※9/1 第1回説明会では「現行相当」と表記
- 問1 訪問介護員等にはヘルパー2級は含まれるか。

- 問2 介護予防訪問サービスの対象者は「原則要支援者」となっているが、平成29年度の認定期限以降も引き 続き「訪問型サービス」「通所型サービス」のみ利用する場合、介護予防訪問サービスを受けるためには、 チェックリストではなく、認定申請手続により要支援認定が必要になるのか
- 問3 「既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケース」である利用者が、平成29年度更新時でも要支援認定を受け、介護予防訪問サービスを引き続き利用した。

その次の更新時に「認知症高齢者自立度Ⅱ以上」もしくは「障害者高齢者自立度A以上」のどちらにも該当しない場合でも、「訪問介護員によるサービスが必要なケース」であれば、「既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケース」として、介護予防訪問サービスを引き続き受けることは可能か。

- 問4(追加)従前より介護予防訪問介護を利用していた利用者が、認定更新等により神戸市介護予防訪問サービスの対象者となった。サービス提供が継続される場合、新たに初回加算を算定することは可能か。
- 問 5 (追加)介護予防訪問サービスの利用者数は、訪問介護事業所としてのサービス提供責任者の人員基準に 含めて算出するのか。

②生活支援訪問サービス ※9/1 第1回説明会では「緩和基準型(訪問型A)」と表記

- 問 6 (追加) 生活支援訪問サービスのみを単独運営する場合について、訪問事業責任者は一定の研修受講者では従事不可なのか。
- 問7(追加)生活援助のみの利用の場合は、必ず生活支援訪問サービスになるのか。
- 問8 生活支援訪問サービス従事者の時給単価を介護予防訪問サービスよりも下げて新しく単価を設定した場合、介護職員処遇改善加算の適用における「賃金水準を引き下げた」ことに該当するのか。
- 問9 生活支援訪問サービスの「利用者数に応じて必要数配置」とはどういった配置か。
- 問 10 生活支援訪問サービスの従事者の資格で、「一定の研修受講者」とあるが、その研修について日時・会場・費用などが知りたい。
- 問 11 生活支援訪問サービスの報酬が介護予防訪問サービスの8割になっているが、サービスの時間は現行と同じ考え方でよいか。
- 問12 (追加)生活支援訪問サービスにおいて、老計第10号の内容以外のサービスの提供は可能か。

③住民主体訪問サービス ※9/1 第1回説明会では「地域主体型(訪問型B)」と表記

- 問13 9月1日説明会資料の8ページ、住民主体訪問サービスの補助額は年間の額か。また、件数に対する補助はいつ頃決定するのか。
- 問14 住民主体訪問サービスのサービス内容(2)の中に「犬の散歩等ペットの世話」とあるが、この項目は要介護者でも要望としてあがることが多い項目であり、要介護者への提供方法はないのか。

(3) 通所型サービス

①介護予防通所サービス ※9/1 第1回説明会では「現行相当」と表記

- 問1介護予防通所サービスについて、余暇時間の充実などで通所されている方など、通所の必要性を一見感じない方が利用の継続を強く望んだ場合は当てはまるのか。
- 問2 介護予防通所サービスのサービス内容に「現行の介護予防通所介護と同様(入浴、機能訓練等)」とある が必ず入浴と機能訓練を行わないといけないのか。

例えば、入浴を希望しない利用者や体操を希望しない利用者の場合には、介護予防通所サービスは利用できないのか。

問3 『週1~2回程度』とあるが、必要に応じてそれ以上の利用も認められるということでよいか。それ以

- 上の利用が必要と思われる状態でも、要介護の認定結果が出るとは限らないので。
- 問4 介護予防通所サービスの対象者の一つに「生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース」とあるが、生活機能の向上のトレーニングとは、具体的にどのような内容のトレーニングが該当するのか。
- 問5 現在、通所介護と介護予防通所介護を、同じ場所で同時に提供しているが、総合事業に移行した後も同様に、通所介護と介護予防通所サービスを同時に提供が可能か。
- 間6 (追加)通所介護と介護予防通所サービスを一体的に運営する場合の基準は。
- 問7 (追加)通所介護の定員数の考え方は、通所介護と介護予防通所サービスを合わせた定員数で構わないのか。
- 問8 (追加)個人用の評価用チェックリストは神戸市より配布があるのか。また、目標設定、実績評価等のレポートについては全ての事業所で行うのか。
- 問9 (追加)介護予防通所サービスの目標設定と実績評価について、機能訓練評価による比較であれば TUG などで数値化された評価が行いやすい。その辺りを含めた目標設定でよいのか。
- 問10 (追加)介護予防通所サービスの実績評価で、改善・維持・悪化の判定の基準はあるのか。
- 問 11 (追加) 介護予防通所サービスにおけるレポート提出について、目標を達成した場合に何らかの加算が適用されたり、達成されなかった場合に減算の対象となるのか。

②短期集中通所サービス ※9/1 第1回説明会では「短期集中型(通所型C)」と表記

- 問12短期集中通所サービスの1クール終了後、期間をおいて再度利用が想定されるケースはあるか。
- 問 13 (追加) 短期集中通所サービスの個別型は、生きがい対応型デイサービスの閉じこもりを除く介護予 防型と聞いていたが、変わったのか。基準で「集団型と同日実施」とあるが、どういうことか。

(4)事業者の指定

- 問1 みなし指定の効力が終了するまでに更新手続きが必要とのことだが、「更新」とは「指定更新」を指すのか。
- 問2 みなし指定の更新手続きは、平成29年4月から平成30年3月のどの時点(事業者の都合の良い時期) で行っても良いと考えてよいか。
- 問3 みなし指定を受けた事業所の居宅サービス(訪問介護又は通所介護)の指定有効期限が平成30年10月 31日の場合、平成30年3月に指定更新をすると、総合事業の指定有効期限は平成30年10月31日にな ると考えてよいか。
- 間4 平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定を受けているが、「みなし指定」を受けた旨の文書等での通知はあるのか。
- 問 5 (追加) みなし指定の時点(平成 27 年 4 月 1 日)では他市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないという認識でよいか。また、その場合、今後他市町村の利用者を受け入れることになった場合に、当該市町村に新規申請を行わなければならないのか。
- 問 6 (追加) 現在神戸市の介護保険被保険者が利用している市外の「介護予防訪問介護」もしくは「介護 予防通所介護」事業所につき、神戸市の「介護予防訪問サービス」もしくは「介護予防通所サービ ス」の指定を受けることは可能か。

(5) 定款

- 問1 事業所がみなし指定で介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合も定款変更は必要か。定款変更する 必要がある場合、平成29年4月1日以降でも良いか。
- 問2 現在、老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という名称で規定している

第3(追加)一般介護予防事業

- 問1 一般介護予防事業と、その他の訪問型・通所型サービスや予防給付の併用は可能か。
- 問 2 (追加) 一般介護予防事業のインフォーマル型と居場所づくり型との違いは、開催の頻度だけと理解 してよいか。
- 問3 (追加)以前提起のあった空き家や商店街の空きスペースで展開できるのは、一般介護予防事業の居場所づくり型か。
- 問4(追加)現在の生きがい対応型デイサービスは、総合事業開始後どの類型で実施することになるのか。

第4 介護予防ケアマネジメント

- 問1 平成29年4月1日から総合事業へと移行する利用者の場合、3月に総合事業移行も含めたサービス担当者会議を開催し、現行様式に総合事業を含めた内容を記載し、6ヶ月のケアプランで作成したうえで同意を得ることと考えてよいか。
- 問2介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスと短期集中通所サービスや住民主体訪問サービスとの組 み合わせになった場合、居宅介護支援事業所への一部委託の可否はどうか。
- 問3 平成29年3月で認定期間が切れ、平成29年4月からのプランを作成する場合は、3月に作成するため旧様式で作成するよう説明があったが、4月からの認定に対して総合事業の計画書を作成するのに旧様式を使用するのか。また、旧様式で作成する場合はモニタリングなどの期間も今までと同様に3か月に1回で行うことが必要になるのか。
- 問4 居宅介護支援事業所への委託について第1回説明会資料P.19に「制度移行時に介護予防支援の原案作成 委託を行っている場合はこの限りではない」との一文があるが、原案作成委託を受けている場合、どう なるのか。介護予防支援の原案作成委託を受けている要支援者が、短期集中通所サービス及び住民主体 訪問サービスの利用となった場合、委託は受けられないと判断してよいか。
- 問5 アセスメントシートは1回目黒で記載、2回目赤、3回目青との記載があるが、データとして残したい (4回目以降のアセスメントに流用したい)場合、例えば、文字入力して、その時追記した部分を、マーカーで2回目ピンク、3回目青で塗ることで同様の機能を持たせる運用でもよいか。
- 問 6 (追加) 神戸市に住民登録をしている利用者について、他市町村に所在する事業所のサービスをケア プランに位置付ける場合に留意することは何か。
- 問7(追加)認定有効期間の開始日が29年4月1日からの要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防支援計画」と「介護予防ケアマネジメント」どちらを作成することになるのか。
 - ①月により、総合事業のみの場合と、予防給付+総合事業の場合があるケース(例:通常は、訪問サービス又は通所サービスのみで時々ショート利用する等)
 - ②総合事業のみの利用者が、月途中から用具レンタルすることになったケース、逆に用具レンタル をやめるケース
- 問8 (追加)介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か。
- 問9 (追加)総合事業のみ利用する場合で給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合だけか。(支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は必要ないということでよいか)。
- 問 10 (追加) 基本チェックリストにより事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業 の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づ

いて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

第5 その他

- 問1 住民等に対して、説明用のリーフレットがほしい。
- 問2(追加)住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。
- 問3 他市町村住所地特例者(保険者は他市町村、住民票は神戸市)の場合、神戸市の総合事業のサービスを利用する、という理解でよいか。
- 問4 (追加) A市の被保険者は、B町の新しい総合事業を利用できるのか。(住所地特例者では無い場合)
- 問 5 (追加)神戸市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、神戸市の単価(単位数・地域区分の単価)が適用されるのか。
- 問6(追加)総合事業における月額包括報酬の日割りの算定方法は予防給付と同じか。

第1 対象者と利用手続き

問1 (追加)基本チェックリストにより事業対象者になった場合、有効期間はあるのか。

答

神戸市では、定期的に状態を確認するため、基本チェックリスト実施日から原則 24 ヶ月を有効期間とします。

問2 (追加)現在要支援認定を受けている人は、平成29年4月1日以降の認定更新までは予防給付を利用 するということだが、認定更新前に訪問型・通所型サービスの利用を希望した場合はどうなるのか。

答

認定更新時期より前に訪問型・通所型サービスの利用希望がある場合は、前倒しでサービス利用を行うことが可能です。その場合、以下の手続きが必要です。

- ①利用者から、あんしんすこやかセンター又は委託居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーに、認定更新前 に総合事業へ移行したい旨を連絡
- ②担当ケアマネジャーがケアマネジメントを実施する。
- ③訪問型・通所型サービスの指定事業者と契約する。
 - 問3 (追加)29年4月1日以降、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用していた要支援者が、認定 更新前に介護予防訪問介護から生活支援訪問サービスに切り替えた場合、介護予防通所介護につい ても同時に、総合事業の介護予防通所サービスなどに切り替えるということで良いか。

答

お見込みのとおりです。

問4 (追加)第2号被保険者は新しい総合事業を利用できないのか。

答

要支援者であれば、訪問型・通所型サービスを利用できます。一般介護予防事業については、原則 65 歳以上の方の利用となります。

問 5 (追加)総合事業が始まると、要支援認定を受けていても、基本チェックリストを受けないと訪問型 サービスや通所型サービスを利用できないのか。

答

総合事業のホームヘルプやデイサービスは要支援認定を受けている方又は、基本チェックリストにより事業 対象者と判定された方が利用できます。

したがって、要支援の方はホームヘルプやデイサービスを利用するために基本チェックリストを受けていた

問 6 (追加) 居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託している場合は、基本チェックリスト は委託先に依頼せずセンターが実施するのか。もしくは委託先が実施するのか。

答

基本チェックリストはあんしんすこやかセンターのみで実施します。

問7(追加)居宅介護支援事業所に委託している場合等も、基本的には、担当あんしんすこやかセンター に来所いただくと思うが、来所困難な場合は、センター職員が本人宅を訪問して基本チェックリ ストを行うのか。

答

基本チェックリストの実施は対面のみとしておりますので、来所が困難な場合は訪問対応をお願いします。 本人が入院や体調等で外出が困難な状況にある場合は、基本チェックリストではなく、要支援等認定が必要な 場合もありますので、本人の状態により判断してください。

第2 訪問型・通所型サービス

(1) サービス利用の基準

問1 介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスの対象者に「既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース」とあるが、認定更新時(4/1 以降)にサービスを利用できる、できないの判断はあんしんすこやかセンター職員(ケアマネジャー)の判断にて決定となるのか。

第 1 回説明会資料該当ページ P. 5, 10

答

あんしんすこやかセンター職員やケアマネジャーが利用者へのアセスメントを行い、サービス担当者会議等で利用継続の必要性を判断します。

利用を継続すること及び利用しなくなることでのメリット、デメリット等を十分にアセスメントしたうえで、 利用者のご意向や状態を確認しながら決定していきます。

問 2 介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスの対象者に「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度 A 以上の方」とあるが、その自立度の判定は要介護認定申請の際の判定が反映されるのか。

第1回説明会資料該当ページ P.5.10

答

要介護認定を受けられた方については、主治医意見書や認定調査票の自立度の判定を採用します。差異があった場合は、主治医意見書を基準とします。基本チェックリストで事業対象者となり主治医意見書がない場合、

または認定調査以降本人の状態が変わった場合等は、ケアプラン作成者が判断してください。

問3 介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスの対象者に「既にサービスを利用しているケースで、 利用の継続が必要なケース」とあるが、認定更新時にサービスを利用していれば「既に」と判断さ れるということでよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.5,10

答

お見込のとおりです。

(2) 訪問型サービス

- ①介護予防訪問サービス ※9/1 第1回説明会では「現行相当 と表記
 - 問1 訪問介護員等にはヘルパー2級は含まれるか。

第1回説明会資料該当ページ P.5

答

含まれます。なお、現行の介護予防訪問介護で、訪問介護員等としての資格をお持ちの方については、介護 予防訪問サービス・生活支援訪問サービスともに従事していただくことが可能です。

問2 介護予防訪問サービスの対象者は「原則要支援者」となっているが、平成29年度の認定期限以降も引き続き「訪問型サービス」「通所型サービス」のみ利用する場合、介護予防訪問サービスを受けるためには、チェックリストではなく、認定申請手続により要支援認定が必要になるのか

第1回説明会資料該当ページ P.5

答

平成 29 年度以降に要支援の有効期間の満了更新時期に、「訪問型サービス」および「通所型サービス」のみ利用する方については、要支援認定を更新された方のほか、基本チェックリストにより事業対象者に該当した方も、サービスを利用できます。

また、事業対象者となった方も、資料5頁に記載の

- ●既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケース
- ●認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度 A 以上の方で、訪問介護員によるサービスが必要なケース

に該当した場合は、介護予防訪問サービスを利用できます。

問3 「既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケース」である利用者が、平成29年度更新時でも要支援認定を受け、介護予防訪問サービスを引き続き利用した。

その次の更新時に「認知症高齢者自立度 II 以上」もしくは「障害者高齢者自立度 A 以上」のどちらにも該当しない場合でも、「訪問介護員によるサービスが必要なケース」であれば、「既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケース」として、介護予防訪問サービスを引き続き受けることは可能か。

第1回説明会資料該当ページ P.5

答

あんしんすこやかセンター職員やケアマネジャーが利用者へのアセスメントを行い、サービス担当者会議等 で利用継続の必要性を判断します。

利用を継続すること及び利用しなくなることでのメリット、デメリット等を十分にアセスメントしたうえで、 利用者のご意向や状態を確認しながら決定していきます。

問4 (追加) 従前より介護予防訪問介護を利用していた利用者が、認定更新等により神戸市介護予防訪問サービスの対象者となった。サービス提供が継続される場合、新たに初回加算を算定することは可能か。

答

予防給付から総合事業に移行した場合は、制度上の移行のみであるため、同一事業所からサービス提供が継続されると考え、初回加算を算定できません。

問 5 (追加)介護予防訪問サービスの利用者数は、訪問介護事業所としてのサービス提供責任者の人員基準に含めて算出するのか。

答

訪問介護の利用者数と介護予防訪問サービスの利用者数を合算したうえで、訪問介護として必要となるサービス提供責任者を配置することとなります。

- - 問 6 (追加) 生活支援訪問サービスのみを単独運営する場合について、訪問事業責任者は一定の研修受講者では従事不可なのか。

第1回説明会資料該当ページ P.6

答

緩和基準型についても、事業の適切な運営の確保のため、一事業所にサービス提供責任者と同等の資格を有する方の配置が必要と考えています。このため、単独運営の場合の訪問事業責任者は、サービス提供責任者と同程度の資格が必要としており、一定の研修受講者では従事不可です。

問7 (追加)生活援助のみの利用の場合は、必ず生活支援訪問サービスになるのか。

答

生活援助のみの利用者でも、既にサービスを利用しているケースで、利用の継続が必要なケースや、認知症 高齢者の日常生活自立度 II 以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度 A 以上の方で、訪問介護員によ るサービスが必要なケースなど、介護予防訪問サービスの対象者に該当する方は、介護予防訪問サービスを利 用できます。

問8 生活支援訪問サービス従事者の時給単価を介護予防訪問サービスよりも下げて新しく単価を設定した場合、介護職員処遇改善加算の適用における「賃金水準を引き下げた」ことに該当するのか。

第1回説明会資料該当ページ P.6

答

新たなサービスである生活支援訪問サービスに対して、新たな単価を設定するため、介護職員処遇改善加算の適用における「賃金水準を引き下げた」ことには該当しません。

問 9 生活支援訪問サービスの「利用者数に応じて必要数配置」とはどういった配置か。

第1回説明会資料該当ページ P.6

答

具体的な人数を規定するものではなく、サービス提供するにあたって必要となる人数を配置してください。

問 10 生活支援訪問サービスの従事者の資格で、「一定の研修受講者」とあるが、その研修について日時・会場・費用などが知りたい。

第1回説明会資料該当ページ P.6

答

生活支援訪問サービスの従事者養成研修については、以下のとおり開催します。

日時:第1回 平成29年3月14日(火曜),15日(水曜)

第2回 平成29年3月28日(火曜),29日(水曜)

会場:こうべ市民福祉交流センター 神戸市中央区磯上通3丁目1-32

詳しくは、第2回説明資料34,35ページをご覧ください。

問 11 生活支援訪問サービスの報酬が介護予防訪問サービスの8割になっているが、サービスの時間は現行と同じ考え方でよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.6

答

生活支援訪問サービスの報酬の設定は、人員基準や運営基準の緩和を踏まえたものであり、サービス提供時

間の考え方を変えたものではありません。したがって、生活支援訪問サービスも介護予防訪問サービスもサービスの提供時間については、現行の介護予防訪問介護と同じ考え方です。

介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を提供してください。

問 12 (追加)生活支援訪問サービスにおいて、老計第10号の内容以外のサービスの提供は可能か。

答

介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスは、従来の給付の範囲内で実施可能なサービスであるため、 老計第10号の範囲外のサービスは提供できません。

- ③住民主体訪問サービス ※9/1 第 1 回説明会では「地域主体型(訪問型 B)」と表記
 - 問 13 9月1日説明会資料の8ページ、住民主体訪問サービスの補助額は年間の額か。また、件数に対する補助はいつ頃決定するのか。

第1回説明会資料該当ページ P.8

答

年額を記載しています。

予算にかかる事項ですので、補助額が確定するのは3月末の見込ですが、1月より開始する予定の事業者公募では予定額を掲載します。

問 14 住民主体訪問サービスのサービス内容(2)の中に「犬の散歩等ペットの世話」とあるが、この項目 は要介護者でも要望としてあがることが多い項目であり、要介護者への提供方法はないのか。

第1回説明会資料該当ページ P.9

答

訪問型・通所型サービスの対象者は、要支援者、事業対象者であり、要介護者は対象となりません。要介護者については、既存のインフォーマルサービスをご紹介ください。

(3) 通所型サービス

- ①介護予防通所サービス ※9/1 第 1 回説明会では「現行相当」と表記
 - 問1介護予防通所サービスについて、余暇時間の充実などで通所されている方など、通所の必要性を一見 感じない方が利用の継続を強く望んだ場合は当てはまるのか。

第1回説明会資料該当ページ P.10

答

利用者に介護保険サービスの目的である自立支援の主旨を再度説明していただき、一般介護予防事業やインフォーマルサービス等をご紹介ください。

問2 介護予防通所サービスのサービス内容に「現行の介護予防通所介護と同様(入浴、機能訓練等)」と あるが必ず入浴と機能訓練を行わないといけないのか。

例えば、入浴を希望しない利用者や体操を希望しない利用者の場合には、介護予防通所サービスは 利用できないのか。

第1回説明会資料該当ページ P.10

答

介護予防通所サービスで提供する内容については、現行の介護予防通所介護と同じ基準です。入浴や体操が サービス内容として必須とはされておりませんが、利用者に応じて必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行ってください。

問3 『週1~2回程度』とあるが、必要に応じてそれ以上の利用も認められるということでよいか。それ 以上の利用が必要と思われる状態でも、要介護の認定結果が出るとは限らないので。

第1回説明会資料該当ページ P.10

答

お見込みのとおりです。介護予防通所サービスの報酬は、現行の介護予防通所介護と同様、包括報酬としており、要支援 1・事業対象者は 1,647 単位、要支援 2 は 3,377 単位としています。個々の利用者の心身の状態や希望等を踏まえ、必要な回数を設定してください。

問4 介護予防通所サービスの対象者の一つに「生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が 見込まれるケース」とあるが、生活機能の向上のトレーニングとは、具体的にどのような内容のトレ ーニングが該当するのか。

第1回説明会資料該当ページ P.10

答

例えば、身体機能の向上のための機能訓練や、調理や掃除・洗濯といった生活機能向上のためのトレーニングを想定しています。

問 5 現在、通所介護と介護予防通所介護を、同じ場所で同時に提供しているが、総合事業に移行した後も 同様に、通所介護と介護予防通所サービスを同時に提供が可能か。

答

総合事業に移行後も、人員等の基準を満たせば、通所介護と介護予防通所サービスは同時に提供いただくことが可能です。

問6(追加)通所介護と介護予防通所サービスを一体的に運営する場合の基準は。

答

通所介護と介護予防通所サービスを一体的に運営する場合は、介護給付(通所介護)の人員、設備基準を満

たすことをもって、介護予防通所サービスの基準を満たしているとみなされます。また、人員配置は、通所介護と介護予防通所サービスを合わせた利用者数に応じて必要な員数が配置されていたら差し支えありません。

問 7 (追加) 通所介護の定員数の考え方は、通所介護と介護予防通所サービスを合わせた定員数で構わない のか。

答

お見込みの通りです。通所介護と介護予防通所サービスを一体的に行う場合は、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と介護予防通所サービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で利用定員を定めることとされています。

問8 (追加)個人用の評価用チェックリストは神戸市より配布があるのか。また、目標設定、実績評価等 のレポートについては全ての事業所で行うのか。

答

個人の評価用チェックリストは、様式を作成し、ホームページに掲載する予定です。(26 ページ参照) 利用者の状態の維持改善に関する目標設定と実績評価及びレポート提出は、要支援者や事業対象者を対象に 介護予防通所サービスを実施する全ての事業所(みなし指定を含む)において、実施していただきます。

なお、予防給付から総合事業へは認定更新時等に移行するため、29 年度は介護予防通所介護と総合事業の介護予防通所サービスの利用者が併存しますが、認定期限前で介護予防通所介護としてサービス提供している要支援者も対象に評価を実施していただきます。

<u>このため、29 年 4 月に全ての事業所において、利用者のうち要支援者や事業対象者を対象(要介護者は対</u> 象外)に評価用チェックリストを実施していただきますので、ご対応をお願いします。

レポートの提出は、介護予防通所サービスの目的である「利用者の心身機能の維持回復や、生活機能の維持向上」を達成するため、各事業所において、年度当初に利用者全体の状態の維持改善に関する目標を設定していただき、その後、年度末に、目標が達成されたか、サービス内容が適切であったかを分析していただき、翌年度の取組の改善につなげていただくものです。自立支援に資するサービス提供にこれまで以上に意識して取り組んでいただきたいと考えております。

問 9 (追加)介護予防通所サービスの目標設定と実績評価について、機能訓練評価による比較であれば TUG などで数値化された評価が行いやすい。その辺りを含めた目標設定でよいのか。

答

利用者の状態の評価方法については、事業者の方のご意見もお聞きしながら、事務負担も考慮し、評価用チェックリストを用いることとしました。

全市統一の指標とするため、評価用チェックリストでの評価を前提とした目標設定を行っていただきます。 そのうえでさらに数値化された評価を行っていただくことは構いません。

なお、評価の方法については、実施状況も確認しながら、今後も検討してまいります。

問 10 (追加)介護予防通所サービスの実績評価で、改善・維持・悪化の判定の基準はあるのか。

答

事前、事後で評価用チェックリストの 25 項目の合計値を比較し、合計値が増えていれば「悪化」、同じであれば「維持」、減っていれば「改善」とする予定です。確定次第お知らせします。

問 11 (追加)介護予防通所サービスにおけるレポート提出について、目標を達成した場合に何らかの加 算が適用されたり、達成されなかった場合に減算の対象となるのか。

答

目標を達成した場合の加算や、達成しなかった場合の減算等のペナルティは、29 年度については、予定しておりません。

②短期集中通所サービス ※9/1 第 1 回説明会では「短期集中型(通所型 C) と表記

問 12 短期集中通所サービスの 1 クール終了後、期間をおいて再度利用が想定されるケースはあるか。 第 1 回説明会資料該当ページ P. 18

答

短期集中通所サービスは、自宅でセルフケアが行えるように運動習慣を習得するための教室であり、教室へ は自分で歩いていける等ある程度自立している方を想定しています。

2 度目の利用は想定しておらず、状態像の変化により再度何らかの支援が必要な場合は、専門的な支援が必要と考えられるため、介護予防通所サービスや通所リハビリテーション等の利用が必要と想定されます。

問 13 (追加)短期集中通所サービスの個別型は、生きがい対応型デイサービスの閉じこもりを除く介護 予防型と聞いていたが、変わったのか。基準で「集団型と同日実施」とあるが、どういうことか。

答

短期集中通所サービスの個別型は、生きがい対応型デイサービスの介護予防型からの移行です。

しかし、これまでのように、運動機能向上や低栄養改善、口腔機能向上に特化するのではなく、さまざまな専門職が利用者に関わる複合型プログラムとして、これまでの介護予防型のノウハウを活用し再構築する予定です。

個別型で元気になられた方は、集団型プログラムに参加することや、集団型で体力が不安になった方については、個別型で専門職が関わることも想定しているため、同日実施を計画しております。

(4) 事業者の指定

問1 みなし指定の効力が終了するまでに更新手続きが必要とのことだが、「更新」とは「指定更新」を指すのか。

第1回説明会資料該当ページ P. 20

答

「指定更新」を指します。

総合事業のみなし指定は、平成30年3月31日までのため、それまでに指定更新申請が必要です。

神戸市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該他の市町村の指定更新も必要となります。

問 2 みなし指定の更新手続きは、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月のどの時点(事業者の都合の良い時期) で行っても良いと考えてよいか。

第1回説明会資料該当ページ P. 20

答

別途通知を行う予定です。

問3 みなし指定を受けた事業所の居宅サービス(訪問介護又は通所介護)の指定有効期限が平成30年10月31日の場合、平成30年3月に総合事業の指定更新をすると、指定有効期限は平成30年10月31日になると考えてよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.20

答

お見込のとおりです。

問4 平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定を受けているが、「みなし指定」を受けた旨の文書等での通知はあるのか。

第1回説明会資料該当ページ P.20

答

「みなし指定」の通知はありません。

問5 (追加)みなし指定の時点(平成27年4月1日)では他市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないという認識でよいか。また、その場合、今後他市町村の利用者を受け入れることになった場合に、当該市町村に新規申請を行わなければならないのか。

答

利用者の有無にかかわらず、みなし指定は全市町村に効力が及んでいます。

ただし、当該市町村が国の定める基準等と異なる取扱いをする場合等、届出等が必要になる場合があります

ので、当該市町村にご確認ください。

なお、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までであり、期間満了後、指定更新した場合は、各市町村の範囲内での効力となりますので、神戸市外の利用者がある場合は、利用者の住所地の市町村にも指定申請が必要になります。

問 6 (追加) 現在神戸市の介護保険被保険者が利用している市外の「介護予防訪問介護」もしくは「介護予防通所介護」事業所につき、神戸市の「介護予防訪問サービス」もしくは「介護予防通所サービス」 の指定を受けることは可能か。

答

平成27年4月1日以降に指定を受けた市外の「介護予防訪問介護事業所」もしくは「介護予防通所介護事業所」については、所在市町村のみでなく神戸市に対しても別途新規指定申請をしていただければ可能です。 なお、平成27年3月31日現在において指定を受けていた市外の「介護予防訪問介護事業所」もしくは「介護予防通所介護事業所」については、事業所所在市町村のみでなく神戸市の総合事業における「介護予防訪問サービス」もしくは「介護予防通所サービス」のみなし指定をすでに受けていますので、特段新規指定申請することなく神戸市の介護保険被保険者が利用することは可能です。ただし、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までであるため、それ以降もサービス提供を継続される場合は、神戸市に対して有効期限までに指定更新申請が必要です。

(5) 定款等

問1 事業所がみなし指定で介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合も定款変更は必要か。定款変更する必要がある場合、平成29年4月1日以降でも良いか。

第1回説明会資料該当ページ P.21

答

みなし指定で総合事業を行う場合であっても平成29年3月31日までに定款変更が必要です。

問 2 現在、老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という名称で規定している場合、定款の変更は必要か。

第1回説明会資料該当ページ P.21

答

「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業のうち介護予防訪問サービス」、 「老人デイサービス事業」の定義には「第1号通所事業のうち介護予防通所サービス」が 含まれているため、介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスのみ実施される場合は、定款変更の必要は ありません。

一方、生活支援訪問サービスを実施される場合は、定款変更が必要です。

第3 (追加)一般介護予防事業

問1 一般介護予防事業と、訪問型・通所型サービスや予防給付の併用は可能か。

第1回説明会資料該当ページ P.12.19

答

第1回説明会資料の19頁にも記載の通り、一般介護予防事業は、すべてのサービスとの併用は可能です。

問 2 (追加)一般介護予防事業のインフォーマル型と居場所づくり型との違いは、開催の頻度だけと理解してよいか。

答

居場所づくり型に関して、月2回以上開催し体操などを行っていただく集いの場には、会場費等の補助事業を考えています。

一方、月1回程度の開催で、住民主体の自主的に取り組んでいただく集いの場をインフォーマル型と呼ぶこととしております。(例えば週1回実施しておられても、補助金を受けておられなかったら、インフォーマル型になります。)インフォーマル型については、高齢者の通える場所として紹介するため、事業主体の希望に応じて登録し、あんしんすこやかセンターに情報を集約する予定です。

問3 (追加) 空き家や商店街の空きスペースで展開できるのは、一般介護予防事業の居場所づくり型か。

答

一般介護予防事業は、住民主体の集いの場であり、場所の活用においても、地域の実情に応じて開催していただくものです。インフォーマル型、居場所づくり型に関わらず、空き家や商店街の空スペースなどを利用し、集いの場をつくっていただきたいと考えております。

問 4 (追加)現在の生きがい対応型デイサービスは、総合事業開始後、どの類型で実施することになるのか。

答

現在の生きがい対応型デイサービスは、一般介護予防事業の地域拠点型に移行します。委託内容については、見直しを行っています。

第4 介護予防ケアマネジメント

問1 平成29年4月1日から総合事業へと移行する利用者の場合、3月に総合事業移行も含めたサービス 担当者会議を開催し、現行様式に総合事業を含めた内容を記載し、6ヶ月のケアプランで作成した うえで同意を得ることと考えてよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.4

答

お見込みのとおりです。

問2介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスと短期集中通所サービスや住民主体訪問サービスと の組み合わせになった場合、居宅介護支援事業所への一部委託の可否はどうか。

第1回説明会資料該当ページ P.16

答

介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスを含む場合は、その他の総合事業によるサービスと組み合わせを行った場合、「ケアマネジメント従来型」となるため、居宅介護支援事業所への一部委託が可能です。ただし集団型または個別型の短期集中通所サービスが含まれる場合は、一部委託は不可となります。

問3 平成29年3月で認定期間が切れ、平成29年4月からのプランを作成する場合は、3月に作成する ため旧様式で作成するよう説明があったが、4月からの認定に対して総合事業の計画書を作成する のに旧様式を使用するのか。また、旧様式で作成する場合はモニタリングなどの期間も今までと同 様に3か月に1回で行うことが必要になるのか。

第1回説明会資料該当ページ P.16

答

総合事業利用のための基本チェックリストの実施は4月以降としています。

4月1日以降開始の介護予防ケアプランについては、新しい様式で作成していいただきますが、移行期の混乱を避けるために3月中に作成する介護予防ケアプランは従来通りとすることで案内しています。旧様式でケアプランを作成した場合は、今までどおり介護予防支援同様のモニタリングを行ってください。

問4 居宅介護支援事業所への委託について第1回説明会資料P.19に「制度移行時に介護予防支援の原案作成委託を行っている場合はこの限りではない」との一文があるが、原案作成委託を受けている場合、どうなるのか。介護予防支援の原案作成委託を受けている要支援者が、短期集中通所サービス及び住民主体訪問サービスの利用となった場合、委託は受けられないと判断してよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.19

答

あんしんすこやかセンターで基本チェックリストを実施し、初回の面接を行っている場合は、利用者の状況 も把握していることから、初回の介護予防ケアマネジメントはあんしんすこやかセンターで実施することが望 ましいと思われますが、すでに居宅介護支援事業所が一部委託で担当していただいている利用者については、 居宅介護支援事業者のケアマネジャーのほうが、利用者の状況を把握していることから、「この限りではない」 との表現をしています。

短期集中通所サービスは、集中的なトレーニングにより短期間で状態の改善が見込める方を想定しています。 短期集中通所サービスを利用、もしくは住民主体訪問サービスのみを利用される場合は、あんしんすこやかセ ンターがケアマネジメントすることになります。(一部委託不可)

問5 アセスメントシートは1回目黒で記載、2回目赤、3回目青との記載があるが、データとして残したい(4回目以降のアセスメントに流用したい)場合、例えば、文字入力して、その時追記した部分を、マーカーで2回目ピンク、3回目青で塗ることで同様の機能を持たせる運用でもよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.30

答

可能です。2回目、3回目は初回のアセスメントからの変化を見ることができるように色を変えての記載を 想定しています。情報がいつの時点のものか、わかるように工夫していただければ差し支えありません。

問 6 (追加)神戸市に住民登録をしている利用者について、他市町村に所在する事業所のサービスをケアプランに位置付ける場合に留意することは何か。

答

他市町村に所在する事業所であっても神戸市の総合事業のサービスを提供することになるため、神戸市の総合事業の指定(みなし指定含む)を受けている事業者であるか、確認が必要です。

- 問7 (追加)認定有効期間の開始日が29年4月1日からの要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防支援計画」と「介護予防ケアマネジメント」どちらを作成することになるのか。
 - ①月により、総合事業のみの場合と、予防給付+総合事業の場合があるケース(例:通常は、訪問サービス又は通所サービスのみで時々ショート利用する等)
 - ②総合事業のみの利用者が、月途中から用具レンタルすることになったケース、逆に用具レンタル をやめるケース

答

- ① 総合事業のサービスのみを利用する月は介護予防ケアマネジメント、予防給付と総合事業の両方のサービスを利用する月は介護予防支援計画(予防給付)となります。そのため、月ごとにサービス内容に応じて、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費を選択して請求します。
- ② 月の中で1日でも予防給付のサービスを利用する場合は、その月は介護予防支援費として請求します。

問8 (追加)介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か。

答

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのは次の場合です。

- ① 当該利用者について、過去2か月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、介護予防サービス・支援計画書を作成(アセスメント実施を含む。)した場合
- ② 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合

例えば、ケアマネジメントセルフ型からケアマネジメント従来型に移行する場合は、その間2か月以上、介護予防ケアマネジメント費の算定がなければ、初回加算を算定できます。

- 一方、単に次のような場合は、初回加算を算定できません。
- 要支援者が認定の更新をして、総合事業のサービスを利用した場合
- 要支援者が事業対象者となった場合(又はその逆の場合)
- 予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合 (又はその逆の場合)
- 問9 (追加)総合事業のみ利用する場合で給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合だけか。(支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は必要ないということでよいか)。

答

お見込みのとおりです。

問10 (追加)基本チェックリストにより事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

答

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者は訪問型・通所型サービスを利用することができないため、訪問型・通所型サービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間は訪問型・通所型サービスの利用を継続することを可能としています。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となります。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため 総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となります。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請

求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となります。

要介護1と判定されたあと、要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うか、利用者やサービス提供事業者等との調整をお願いします。

神戸市においては、事業対象者として取り扱う場合、認定決定日の翌月末までとします。その後は介護給付 の利用を開始します。

なお、暫定ケアプランでサービスを提供する際には、要介護になる可能性なども勘案しながら、これまで以上にサービス提供事業所とも連携をとっていただき、ご本人の状態像や生活面のアセスメントを十分行い、ご本人のご希望などを十分聞いた上で、介護予防訪問サービス(現行相当)を位置づける、もしくは、自費となる可能性について事前に十分説明した上で、サービス提供を行っていただきますようお願いいたします。

第5その他

問1 住民等に対して、説明用のリーフレットがほしい。

第1回説明会資料該当ページ P.22

答

現在訪問介護や通所介護を利用されている方に対しては、あんしんすこやかセンター職員及び居宅介護支援 事業所のケアマネジャーの方から、説明いただくためのチラシを 11 月 1 日に送付しています。

一般市民に広く周知するためのパンフレットは、今後作成予定です。

問 2 (追加)住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。

答

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村(以下「施設所在市町村」という。)が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、神戸市に施設がある住所地特例対象者については、神戸市の総合事業のサービスを提供します。

また、27年4月から、予防給付による介護予防支援について、施設所在市町村の地域包括支援センターが 行うことになりました。

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、被保険者証の住所欄を必ず確認してください(他市町村の被保険者証であっても、住所欄が神戸市内であれば実施の対象となります。逆に、神戸市の被保険者証であっても住所欄が他市町村であれば、対象外となります)。

問3 他市町村住所地特例者(保険者は他市町村、住民票は神戸市)の場合、神戸市の総合事業のサービスを利用する、という理解でよいか。

第1回説明会資料該当ページ P.13

答

お見込みのとおりです。住所地特例者は住民票のある施設所在地市町村の総合事業を利用することになります。

問4(追加)A市の被保険者は、B町の新しい総合事業を利用できるのか。(住所地特例者では無い場合)

答

A市の被保険者は、B町の新しい総合事業を利用することはできません。A市の被保険者は、A市の指定を受けた事業者(A市以外に所在する事業者を含む)により、A市の総合事業のみを利用することができます。

問 5 (追加) 神戸市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、神戸市の単価(単位数・地域区分の単価)が適用されるのか。

答

サービスコードA1 (訪問のみなし指定事業者),A5 (通所のみなし指定事業者)については、事業所所 在地における地域区分の単価が適用になります(介護予防訪問介護と同じ考え方)。

これに対して、A2・A6 (平成29年4月以降の訪問・通所の指定事業者)については、利用者の住民登録地である神戸市の地域区分単価が適用になります。

【事業所所在地・種類コード別単価(神戸市総合事業)】

事業所所在地種類コード	市内事業所	市外事業所				
	国が定める単位数	国が定める単位数				
A 1 · A 5	× 神戸市の地域区分単価	×事業所所在地の地域区分単価				
A 2 · A 6	神戸市の単価(神戸市が定める単位数×神戸市の地域区分単					
	価)					

問 6 (追加)総合事業における月額包括報酬の日割りの算定方法は予防給付と同じか。

答

予防給付と異なり、利用者との契約開始については、契約日から日割りで算定します。

一方、区分変更(要支援 1 ⇔要支援 2) は変更日から、区分変更(要介護→要支援) は契約日から日割りで 算定するのは予防給付と同じです。

その他、月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、24,25 ページの表(厚生労働省資料)をご確認ください。

- 〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。
- -以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ■日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
 - ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	 区分変更(要支援 I ⇔要支援 II) 区分変更(要介護→要支援) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1 事業開始(指定有効期間開始) 事業所指定効力停止の解除 	変更日 契約日
	開 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
(介護予防特定施設入	•区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
居者生活介護における 外部サービス利用型を 含む)	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1 ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日)
	•介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 終 症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
	介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
	9 - 51	区分変更(要支援 I ⇔要支援 I)区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約旦
		- 利用者との契約開始	契約日
		■介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ■介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		●介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		■介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
介護予防•日常生活支援総 合事業		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
訪問型サービス(みなし)訪問型サービス(独自)通所型サービス(みなし)		区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
■通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合		 区分変更(事業対象者→要介護) 区分変更(要支援→要介護) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) 事業廃止(指定有効期間満了) 事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日)
		•利用者との契約解除	契約解除日
	終了	■介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ■介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

¹ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に 転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。 2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

神戸市 評価用チェックリスト

		\
/		1
1	安	
١.	木	
/		

被保険者番号				000000000000000000000000000000000000000		
フリガナ						
氏 名						

No.	質問項目	【いずれかに○を	とお付けください】	小計
1	バスや電車で1人で外出していますか	0:はい	1:いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0:はい	1:いいえ	No.1~5
3	預貯金の出し入れをしていますか	0:はい	1:いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0:はい	1:いいえ	/5
5	家族や友人の相談にのっていますか	0:はい	1:いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0:はい	1:いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0:はい	1:いいえ	No.6~10
8	15分位続けて歩いていますか	0:はい	1:いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1:はい	0:いいえ	/5
10	転倒に対する不安は大きいですか	1:はい	0:いいえ	
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1:はい	0:いいえ	No.11,12
12	肥満度(BMI)は、18.5未満ですか 身長 cm 体重 kg(BMI=)	1:はい	0:いいえ	/2
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1:はい	0:いいえ	No.13~15
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1:はい	0:いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1:はい	0:いいえ	/3
16	週に1回以上は外出していますか	0:はい	1:いいえ	No.16,17
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1:はい	0:いいえ	/2
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1:はい	0:いいえ	No.18~20
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0:はい	1:いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1:はい	0:いいえ	/3
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1:はい	0:いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1:はい	0:いいえ	No.21~25
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1:はい	0:いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1:はい	0:いいえ	/5
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1:はい	0:いいえ	

実施事業所名	:					実施者名:	
チェックリスト実施日	:	平成	年	月	目		

上記の記載内容に相違ありません。通所型サービスの適切な運営と、今後の取組内容の改善に活用するため、氏名・被保険者番号・この評価用チェックリストの結果を、神戸市やその他必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

平成	午	Ħ		氏名(本人署名)	
T-11X		/3	H	八石(本八石石)	

■介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービスに関する基準における現行の基準との主な相違点

現行の介護予防訪問介護にかかる人員等の基準	介護予防 訪問サービス	生活支援訪問サービス
51節 基本方針		同程度の基準
52節 人員に関する基準		
(訪問介護員等の員数)	同程度の基準	従事者については、必要数を配置 一定の研修受講者もサービス提供 能。サービス提供責任者相当の者 ついても同様(ただし、介護予防訪 サービスと一体的に運営する場合 み)
(管理者)	同程度の基準	常勤要件を撤廃
(暴力団排除)管理者は、暴力団員等であってはならない		同程度の基準
3節 設備に関する基準		同程度の基準
34節 運営に関する基準		
(サービス提供困難時の対応) (受給資格等の確認)(要支援認定の申請に係る援助) (心身の状況等の把握)(介護予防支援事業者等との連携) (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) (介護予防サービス計画等の変更の援助) (身分を証する書類の携行)(サービスの提供の記録) (利用料等の受領)(保険給付の請求のための証明書の交付) (同居家族に対するサービス提供の禁止) (利用者に関する市町村への通知)(緊急時等の対応) (管理者及びサービス提供責任者の責務)(運営規程) (介護等の総合的な提供)(勤務体制の確保等)(衛生管理等) (掲示)(秘密保持等)(広告) (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)(苦情処理) (地域との連携)(事故発生時の対応) (会計の区分)(記録の整備)		同程度の基準
(内容及び手続の説明及び同意) 費用の内容の追加		
(記録の整備) サービス提供に関する記録は5年保存 (人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施) 少なくとも1年に1回実施 (事業再開時の事前協議) 再開しようとするときに事前協議を行うこと		同程度の基準
(利用者の計画的な受入れ)		
利用者の計画的受入れに努めること	The second section of the section of	
(5) 介護予防のための効果的な支援の方法に関	する基準	
(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)		同程度の基準
(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)	同程度の基準	訪問介護計画作成不要(次頁参照)
(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)		同程度の基準

【生活支援訪問サービスにおける基準緩和の詳細】

生活支援訪問サービスでは、訪問介護計画の作成を不要とすることに伴い、生活支援訪問サービスの関連する<u>運営基準</u>(具体的取扱方針)を以下のとおりとします。

現行の介護予防訪問介護 にかかる運営基準 (介護予防訪問サービスも同程度)	生活支援訪問サービス にかかる運営基準
(利用者の状況の把握)	(利用者の状況の把握)
(訪問介護計画の作成)	
(訪問介護計画の作成方法)	省略
(訪問介護計画の同意)	TEI WIT
(訪問介護計画の交付)	
(訪問介護計画に基づく支援)	(介護予防サービス・支援計画書に基づく 支援)
(サービス提供時の留意点)	(サービス提供時の留意点)
(利用者の状態、サービス提供状況等の指	(利用者の状態、サービス提供状況等の地
定介護予防支援事業者への報告(少なく	域包括支援センター等への報告(少なく
とも一月に一回))	とも一月に一回))
(計画に記載したサービス提供期間終了	
時までに少なくとも一回、計画の実施状	
況の把握(モニタリング))	
(モニタリング結果の記録と指定介護予	.ν.m.fr
防支援事業者への報告)	省略
(モニタリング結果を踏まえた訪問介護	
計画の変更)	
(訪問介護計画の変更の場合の準用)	

※介護予防訪問サービスについては、現行の介護予防訪問介護と同様、訪問介護計画の作成等が必要なため、ご注意ください。

■介護予防通所サービスに関する基準における現行の基準との相違点

Į	現行の介護予防通所介護にかかる人員等の基準	介護予防通所サービス
第1節	基本方針	同程度の基準
第2節	i 人員に関する基準	
(従業	巻員の員数)(管理者)	
(暴力	力団排除)管理者は、暴力団員等であってはならない。	■ 同程度の基準
第3節	i 設備に関する基準	
(設備	備及び備品等)	同程度の基準
第4節	i 運営に関する基準	
(内容	容及び手続の説明及び同意)(提供拒否の禁止)	
(サー	ービス提供困難時の対応)	
(受給	合資格等の確認)(要支援認定の申請に係る援助)	
(心身	身の状況等の把握)(介護予防支援事業者等との連携)	
(介護	雙予防サービス費の支給を受けるための援助)	
(介護	雙予防サービス計画に沿ったサービスの提供)	
(介護	雙予防サービス計画等の変更の援助)(サービスの提供の記録)	同程度の基準
(利用	用料等の受領)(保険給付の請求のための証明書の交付)	
(利用	用者に関する市町村への通知)(緊急時等の対応)(運営規程)	
(勤務	客体制の確保等)(定員の遵守)(非常災害対策)(衛生管理等)	
(掲示	示)(秘密保持等)(広告)	
(介護	隻予防支援事業者に対する利益供与の禁止)(苦情処理)	
(地域	或との連携)(事故発生時の対応)(会計の区分)(記録の整備)	
(内容	容及び手続の説明及び同意)費用の内容の追加	
(記録	录の整備) サービス提供に関する記録は5年保存	1
(人権	権の擁護及び高齢者虐待防止に係る研修の実施)	
少な	くとも1年に1回実施	
(アミ	ミューズメント型デイサービスの禁止)	
• 射	幸心をそそる遊技を常時又は主に行うことの禁止	同程度の基準
• 風	、俗営業を連想させる広告の禁止	
(事業	英再開時の事前協議)	
再開	しようとするときに事前協議を行うこと	
(利用	用者の計画的な受入れ)利用者の計画的受入れに努めること	
第5節		
	下介護予防通所介護の基本取扱方針)	
	ビ介護予防通所介護の具体的取扱方針)	同程度の基準
	と介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)	利用者の状態の維持改善に関する
110	これ以 チルルのバカ 成ツルのにコルフミッ田のかり	目標設定や実績評価のレポート提出を追加
(r .). ^		同程度の基準

は市独自の項目

指定事業所により提供されるサービスの報酬と加算(案)

訪問型サービス

○基本報酬案(単位)

		介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス
サービス提供内容		現行の介護予防訪問介護と同様 (身体介護,生活援助)	生活援助
	週1回程度	1, 168	934
包括報酬	週2回程度	2, 335	1, 868
	週2回超程度	3, 704	2, 963

^{※1}単位当たりの単価は、神戸市の介護給付(訪問介護)地域区分単価と同じ(10.84円)とします。

○加算・減算項目(案)

介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス
<現行と同じ>	
サービス提供責任者減算	同一建物減算
同一建物減算	介護職員処遇改善加算(※当面の間適用します)
初回加算	
生活機能向上連携加算	
介護職員処遇改善加算	

通所型サービス

○基本報酬案(単位)

		介護予防通所サービス	
サービス提供内容		現行の介護予防通所介護と同様	
事業対象者 包括報酬 要支援 1		1, 647	
	要支援 2	3, 377	

^{※1}単位当たりの単価は、神戸市の介護給付(通所介護)地域区分単価と同じ(10.54円)とします。

○加算・減算項目(案)

<u> </u>				
介護予防通所サービス				
<現行と同じ>	栄養改善加算			
定員超過による減算	口腔機能向上加算			
職員の欠員による減算	選択的サービス複数実施加算			
同一建物減算	事業所評価加算			
若年性認知症利用者受入加算	サービス提供体制強化加算			
生活機能向上グループ加算	介護職員処遇改善加算			
運動器機能向上加算				

事業者の指定手続きと使用するサービスコードについて

実施するサービスごとの、指定手続きの要否と、使用するサービスコードは以下のとおりです。 なお、事業所番号については、既に介護サービスの指定を受けている事業所が、同一所在地で新たに総合事業 の指定事業所となる場合、現在の事業所番号をそのまま使用します。

訪問型サービス

介護予防訪問サービス

事業所区分		事業所指定	使用する
介護予防訪問介護 指定時期	事業所所在地	申請	サービスコード
平成 27 年 3 月 31 日までに	神戸市内	不要 *	A 1 (企業子社計用)
指定を受けている事業所	〃 市外	↑ 一	A 1 (介護予防訪問)
平成27年4月1日以降に	神戸市内		
指定を受けた事業所	〃 市外	N HI	A 2 (介護予防訪問)
平成29年4月1日以降に	神戸市内	必要	
指定を受ける事業所	〃 市外		

生活支援訪問サービス

事業所区分		事業所指定	使用する
介護予防訪問介護 指定時期	事業所所在地	申請	サービスコード
平成 27 年 3 月 31 日までに	神戸市内		
指定を受けている事業所	』 市外		
平成27年4月1日以降に	神戸市内	i тi	A O (井)江士[哲]
指定を受けた事業所	』 市外	必要	A 2 (生活支援訪問)
平成29年4月1日以降に	神戸市内		
指定を受ける事業所	』 市外		

通所型サービス

介護予防通所サービス

事業所区分		事業所指定	使用する
介護予防通所介護 指定時期	事業所所在地	申請	サービスコード
平成 27 年 3 月 31 日までに	神戸市内	不要 *	A 5 (介護予防通所)
指定を受けている事業所	〃 市外	小安 🍾	A 5 (月 读 了) () ()
平成27年4月1日以降に	神戸市内		
指定を受けた事業所	〃 市外	必要	A 6 (介護予防通所)
平成29年4月1日以降に	神戸市内		A 0 (月 读] 例 理例)
指定を受ける事業所	〃 市外		

^{*} みなし指定期間は平成30年3月31日まで。平成30年4月以降も事業を継続する場合には、利用者の住所地の市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

1. 指定の手続き

総合事業は、市町村ごとに指定が必要

神戸市外の利用者がある場合は、利用者の住所地の市町村に指定申請が必要

	みなし指定	総合事業指定申請の必要性		
	の有無	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サ	
	の作無	介護予防通所サービス	ービス	
平成 27 年 3 月 31 日までに 指定を受けた事業者	有 (H30.3.31 まで)	H29. 4. 1~ の新規申請不要 (H30. 4. 1~ の更新申請要)	H29. 4. 1~ の新規申請要	
平成 27 年 4 月 1 日以降に 指定を受けた事業者	無	H29. 4. 1~ の新規申請要	H29. 4. 1~ の新規申請要	

2. 指定期間

6年

*ただし、「訪問介護」または「通所介護」の指定を受けている場合、総合事業の指定有効期間の 満了日を「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日まで

*みなし指定は、平成30年3月31日まで

3. 定款、運営規程、重要事項説明書、契約書について

総合事業への移行により、サービス名及び引用する条文が変更となるため変更が必要 (事業所から市への変更届は不要)

(1) 定款

H29.4.1~H30.3.31 は介護予防と総合事業が並存

例) 介護予防通所介護と

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法に基づく第1号事業

介護保険法に基づく第1号通所(訪問)事業 等

*介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスについては、下記の記載に含まれる。

老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業 ……介護予防訪問サービスが含まれる

老人福祉法に基づく老人デイサービス事業 ………介護予防通所サービスが含まれる

《注意》総合事業への移行は平成30年3月31日までに漸次行われるので、完全に移行するまで「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」も必要

H30.4.1~は、介護予防通所介護はなくなるので記載不要

(2) 運営規程について

総合事業のサービスを記載

(3) 重要事項説明書について

現行サービスからの移行にあたって、利用者及びその家族へは、総合事業のサービスを記載した 新たな重要事項説明書を交付して、総合事業に移行することを説明。説明を行った確認として、同 意書を保管しておくことを推奨

(4) 契約書

既に契約しているものについては、新たに契約書を交わすことが適当だと思われる、覚書等により、当事者間で誤解が生じない方法で対応も可

4. 申請書類様式について

平成29年1月初め~ 神戸ケアネットからダウンロード可

*訪問介護・通所介護の指定事業者が一体的に運営する事業所について申請する場合、添付書類の多くを省略可(提出の必要な書類はHPで確認してください)

5. 申請期限について

- (1) 平成29年4月1日指定の申請期限
 - ①これまでに同一場所で訪問介護・通所介護の指定を受けていない事業者

事前相談(電話予約の締切)

平成 29 年 1 月 27 日(金)まで

申請書の提出

平成 29 年 2 月 17 日(金)まで

- ②平成 27 年 4 月 1 日以降に<u>同一場所で</u>介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス指定申請 <u>平成 29 年 1 月 31 日(火)まで</u> 生活支援訪問サービス指定申請 <u>平成 29 年 3 月 15 日(水)まで</u>
- ③平成27年3月31日までに<u>同一場所で</u>介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス指定申請・・・不要 生活支援訪問サービス指定申請 平成29年3月15日(水)まで
- (2) 平成29年5月1日以降指定の申請期限

全事業者 30 営業日前まで

(例:平成29年5月1日指定希望の場合 平成29年3月17日(金)まで)

6. 手数料について(予定)

新規申請 14,000 円

更新申請 7,000 円

神戸市 生活支援訪問サービス 従事者養成研修の開催について

神戸市では、平成29年4月から開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、本市独自の基準によるサービスである「生活支援訪問サービス」を新たに実施します。

「生活支援訪問サービス」は、要支援者等に対して掃除や買い物代行等の生活援助を行うもので、従来サービスを提供していた有資格者の方や、研修により一定の技術や知識を習得した方が、ご家庭を訪問して支援するものです。

この度、「生活支援訪問サービス」に従事される方を養成する研修を実施します。

介護の仕事に関心のある方、退職して今は何もしていないがご自身の力を活かしたい方など、 新たに介護事業所で担い手としてご活躍いただける方の受講をお待ちしています。

1 対象者

神戸市において平成29年4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「生活支援訪問サービス」での従事を新たに希望する方

※ すでに訪問介護員の資格を有する方(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)、旧訪問介護員3級課程修了者、家政士資格保持者は、「生活支援訪問サービス」に従事することが可能なため、この研修を受ける必要はありません。

2 内容

2日間 合計約12時間

高齢者の生活支援に関する基本的な知識・技術を、講義により学びます。

主なカリキュラム(予定)

- ○訪問型サービスの職務の理解
- ○介護保険制度等の理解
- ○高齢者等の尊厳の保持
- ○本人や家族とのコミュニケーションと接遇の基本
- ○自立した日常生活にむけた生活支援の実践にむけて
- ○高齢者のからだ(老化や疾病)と介護予防

3 研修スケジュール

	研修	日時	18 ac
	1 日目	2 日 目	場所
第1回	3月14日(火曜)	3月15日(水曜)	こうべ市民福祉交流センター
第2回	3月28日(火曜)	3月29日(水曜)	神戸市中央区磯上通3丁目1-32

4 受講料

無料。なお、テキスト代実費相当をご負担いただく場合があります。

5 申込み先・募集期間

神戸市イベント案内・申込センター

電話:078-333-3372

受付時間:9時~21時 土日祝も受け付けています。

募集期間:平成29年1月24日(火曜)~平成29年2月28日(火曜)

6 申込み方法

募集期間中に、電話により、申込者の

1 氏名・ふりがな、2 生年月日、3 性別、4 住所・郵便番号、5 電話番号、6 日程の第1希望・第2希望

を申込み先までご連絡ください。

募集期間終了後、速やかに受講決定通知書(抽選の場合は、当落通知及び当選の方への受講 決定通知書)を送付します。万一、開催直前となっても受講決定通知書等が届かない場合は、 下記問合せ先へお問合せください。

7 その他

本研修の全日程を修了された方には、これを証するものとして修了証を交付いたします。 修了証は、生活支援訪問サービスに従事する際に必須となるものです。

8 問合せ先

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

電話:078-322-6929 FAX:078-322-6047